

第25回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月21日(木) 午後1時30分～午後2時05分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

5	渡邊由美	8	赤松拓也
---	------	---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第118号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第119号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議題第120号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第25回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>はい、今年梅雨が明けるとも早いということで、雨不足を大変心配しておりましたが、戻り梅雨と言いましようか、もうかなり長い間、梅雨の後に雨が降っているという状況で、作物を作るのにもちょっと一安心したなあとお願ひしております。また、水田も見ておられますとしっかりと出穂期を迎えて、もう8月に入るとやることも増えてくると思ひておられます。まあそういったようなことで順調に育っておりますが、コロナのほうはいつまで経っても収まりそうになく、昨日も約2000人近い、今日も1200人ということでなかなか収まりませんが、何とか昔の風邪並みに扱ひが柔軟になればいいなあとお願ひしております。今日は第25回農業委員会総会ということでありますので、手元に資料が届いておりますので、その内容に従いましてご審議いただきますようお願ひいたしまして簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12名</u>であります。</p> <p><u>渡邊農業委員、赤松農業委員、酒井推進委員、山本推進委員</u>より欠席の連絡を受けておられます。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第25回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>10番 山本 一人 委員、11番 水野 規雄 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、兵頭知幸委員より説明願ひします</p>

兵頭委員	失礼します。議席番号3番 兵頭です。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第117号 順位1番 説明】
兵頭委員	7月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。出口推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第117号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、兵頭知幸委員より説明願います。
兵頭委員	失礼します。議席番号3番 兵頭です。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第117号 順位2番 説明】
兵頭委員	7月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。出口推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第117号 順位2番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。付け加えますとこちらの農地は若干荒れてはいますが、すぐに柚子を植えるとのことですので。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位3番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第117号 順位3番 説明】
松岡委員	7月15日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第117号 順位3番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第118号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡邊委員	議席番号12番 渡邊です。 議案第118号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第118号 順位1番 説明】
渡邊委員	7月15日に申請人、酒井推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第118号 順位1番 説明】
渡邊委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第118号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第118号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第4 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号6番 高田です。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第119号 順位1番 説明】
高田委員	7月15日に譲渡人、譲受人、赤松農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第119号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

	いて」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第119号 順位2番 説明】
谷口委員	7月15日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第119号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	順位3番について、山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第119号 順位3番 説明】
山本委員	7月15日に譲受人代理人、藤原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第119号 順位3番 説明】
山本委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第5 議案第120号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	議席番号4番 松岡です。 議案第120号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第120号 順位1番 説明】
松岡委員	7月15日に申請人、清家農業委員、末廣推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第120号 順位1番 説明】
松岡委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第120号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第120号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第121号 順位1番から7番 説明】

事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から7番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から7番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第25回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	10番
	11番